

令和4年1月26日

一般社団法人静岡県バスケットボール協会  
所属チーム責任者 各位

一般社団法人静岡県バスケットボール協会  
会 長 土 屋 哲 平  
専務理事 三 浦 昭 彦

「まん延防止等特別重点措置」下におけるバスケットボール活動について

平素より本協会の活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和4年1月18日付、「新型コロナ禍におけるバスケットボール活動について」におきまして、令和4年1月末までに行われる、県協会主催の大会・事業を中止または延期する連絡をさせていただきました。1月18日以降の感染状況も、今まで経験したことのないスピードで感染拡大が起こっております。また、県下バスケットボールの大会や活動などでも多くの陽性者の報告が上がってきております。

このような状況の中、令和4年1月27日に、静岡県全域に政府より「まん延防止等特別重点措置」が発出される見通しとなりました。

バスケットボールというスポーツが、屋内で行われ、身体接触を伴うという特性を鑑みまして、「まん延防止等特別重点措置」の下では、県バスケットボール協会主催の大会・事業を原則中止または延期とさせていただきます。準備等が進んでいる大会もあるかと思いますが、何卒ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

また、1月初旬の大会において、コロナ感染対策が不十分な会場があったと県協会事務局に報告されました。今一度感染対策の重要性を認識していただき、感染対策を徹底していただきますようお願いいたします。

つきましては、令和3年9月9日(公財)日本バスケットボール協会が策定しました「JBAバスケットボール事業・活動実施ガイドライン(手引き)第4版」を添付させていただきますので、再度ご一読いただきますようお願いいたします。

県協会主催の大会・事業でない場合も、趣旨をご理解いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。